

令和8年度 城東区役所 青色防犯パトロール車両譲与 募集要項

応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

【担当部署・お問合せ先】

大阪市城東区中央3丁目5番45号

大阪市城東区役所市民協働課（防災・防犯）

TEL 06-6930-9045 FAX 050-3535-8685

Eメール tq0013@city.osaka.lg.jp

1 募集名称

令和8年度 城東区役所青色防犯パトロール車両譲与事業

2 募集内容に関する事項

(1) 募集目的

本事業は、大阪市安全なまちづくり条例及び大阪市安全なまちづくり計画等に基づき、市民・関係機関・行政が連携し、自主的な防犯活動を支援する趣旨に則り、地域における防犯活動の一層の推進と継続的な安全対策の支援を図るものである。

地域防犯ボランティア活動団体等が行う青色防犯パトロール活動のため、企業等から寄附された青色防犯パトロール車両を譲与し、車両の老朽化等による活動への支障を解消するとともに、安心して暮らすことができる安全なまちづくりを促進することを目的とする。

(2) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき随意契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

3 申込み資格

申込み時において、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、申込みすることができる。

(1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 暴力団でないこと、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)もしくは暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体（暴力団員が団体の意思決定や運営に影響力を持つ状態を指す。具体的には、暴力団員が役員になっている、団体運営に実質的に関与している、資金が流れている、活動や資産を提供している、あるいは暴力団員が意思決定に介入している場合など）でないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。

(7) 次に掲げるいずれかの団体に該当すること

ア 大阪市地域振興会

イ 大阪市地域振興会を構成する団体及び連合振興町会又は振興町会

ウ 大阪市PTA協議会を構成する団体

エ 大阪市防犯ボランティア活動団体に登録している団体

オ 地域活動協議会

カ 地域活動協議会を構成する団体

- (8) 既に青色防犯パトロール活動を実施している防犯ボランティア活動団体または、大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受けることが見込まれる防犯ボランティア活動団体であること。
- (9) 組織としての実質を備えており、青色防犯パトロール活動計画を策定し、当該活動計画に基づく青色防犯パトロール活動を区域内で実施している団体又は実施することが見込まれる団体であること。
- (10) 青色防犯パトロール活動を「週1回以上かつ3年以上継続して実施が可能な団体」であること。

4 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ・公募開始 | 令和8年6月1日（月） |
| ・質問受付期間 | 令和8年6月1日（月）～6月15日（月）午後5時 |
| ・質問の回答 | 令和8年6月19日（金） |
| ・申込み関係書類の提出期限 | 令和8年6月29日（月）午後5時 |
| ・選定結果通知 | 令和8年7月13日（月）発送予定 |

5 申込みに関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和8年6月15日（月）午後5時

※締め切り以降の質問については受け付けない。

イ 提出方法

質問票（第1号様式）により、「7（2）提出先（城東区役所3階33番窓口）」へ持参提出すること。（ファックス、メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）

ウ 回答

令和8年6月19日（金）に城東区ホームページにて回答する。

(2) 申込み関係書類受付

ア 受付期限

令和8年6月29日（月）

※受付時間は、午前9時から午後5時まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び平日の午後0時15分から午後1時までを除く）

イ 提出書類

- ① 青色防犯パトロール車両譲与申込み申請書（第2号様式）
- ② 登記事項証明書（現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出日前3箇月以内に発行されたもの又は最新の情報を反映したもの：写し可）（任意団体等で法人登記がない場合は、定款又はその他の規約）
- ③ 申請内容確認書（第3号様式）
- ④ 青色防犯パトロール車両活動計画書（第4号様式）
- ⑤ 団体目的等についての誓約書（第5号様式）
- ⑥ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提

出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。)ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

- ⑦ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税(土地・家屋、償却資産)の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)但し、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

- ⑧ 理由書(上記⑥⑦が提出できない場合)

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 城東区役所3階33番窓口 市民協働課(防災・防犯)まで持参

6 選定に関する事項

(1) 譲与先団体の決定方法

譲与先団体は、提出書類の審査により決定する。決定団体が辞退したときは次点団体を繰り上げて譲与先団体とする。ただし、申込有資格団体が一団体でも審査により決定する。

(2) 失格事由

提出書類に虚偽の記載を行った場合は、選考対象から除外する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は決定後速やかに全ての申込者に選定結果通知(第6号様式)を送付します。

(4) 選定結果通知

令和8年7月13日(月)発送予定

(5) 辞退

譲与を辞退する場合は、令和8年7月17日(金)午後5時までに、下記「7(2)」提出先・問合せ先に連絡をし、当区の書式による辞退届を提出すること。(辞退届は別途お渡しします)

7 その他

(1) 申請に要する費用・条件等

ア 申請書等の作成・提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ すべての提出書類は返却しない。

ウ 申請書提出期限後の提出、差し替え等は認めない。

(城東区が補正等を求める場合を除く。)

エ 提出された申請書等は、譲与団体選定の用以外に申請者に無断で使用しない。

(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)

オ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の申請は無効とする。

(2) 提出先・問合せ先

〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号

城東区役所3階33番窓口 市民協働課(防災・防犯)

担当: 田代・坂本

電話: 06-6930-9045 ファックス: 050-3535-8685

メール: tq0013@city.osaka.lg.jp